

第 1 3 1 回
青森県都市計画審議会
議 事 録

平成23年1月28日（金）

日 時：平成23年1月28日（金） 午後1時30分から

場 所：青森県庁 西棟8階大会議室

出席者：委員 佐々木 弘子

委員 山本 恭逸

委員 田中 正子

委員 板垣 美保

委員 藤村 幸子

委員 伊勢 敬久 （代理：斉藤 紳治）

委員 佐藤 憲雄 （代理：高橋 修一）

委員 徳山 日出男 （代理：久保田 一）

委員 清谷 伸吾 （代理：田中 和男）

委員 寺島 喜代次 （代理：橘 淳一）

委員 山内 和夫

委員 石沢 秀幸

以上12名出席

- 案 件：議案第1号 平内都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第2号 蟹田都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第3号 鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第4号 板柳都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第5号 野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第6号 六ヶ所都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第7号 木造都市計画区域の変更について
議案第8号 木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第9号 平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第10号 蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第11号 鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第12号 板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について
議案第13号 野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について

(司会)

ただいまから、第131回青森県都市計画審議会を開会いたします。

今回、第1号委員の任期満了に伴う改選と第2号委員の人事異動により、お手元の青森県都市計画審議会委員名簿のとおり委員に変動がございましたので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。まず、再任された委員の方々でございます。

青森公立大学教授 山本恭逸様でございます。

社団法人青森観光コンベンション協会 田中正子様でございます。

社団法人青森県建築士会 板垣美保様でございます。

次に新たに委員となられた方でございます。

青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。

次に県の公募により再度、委員にご就任いただきました はちのへ女性まちづくり塾生の会 藤村幸子様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。このたび第2号委員の方は改選されております

東北財務局青森財務事務所長の伊勢敬久様でございますが、本日は代理として斉藤紳治様が出席されております。

東北農政局長の佐藤憲雄様でございますが、本日は代理として高橋修一様が出席されております。

東北地方整備局長の徳山日出男様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の久保田一様が出席されております。

東北運輸局長の清谷伸吾様でございますが、本日は代理として青森運輸支局の田中和男様が出席されております。

青森県警察本部長の寺島喜代次様でございますが、本日は代理として橘淳一様が出席されております。

第4号委員は、県議会の議員の皆様方でございます。

山内和夫様でございます。

第5号委員は、市町村の議会議長を代表する方でございます。

青森県町村議会議長会会長の石沢秀幸様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、第1号委員として弘前大学教授の氏家

良博様、第2号委員として東北経済産業局長の豊國浩治様、第3号委員として青森県市長会会長の鹿内博様、第4号委員として県議会議員の滝沢求様、西谷冽様にご就任いただいております。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、12名が出席されており出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。

前回から引き続き幹事であります

青森県県土整備部都市計画課長の今裕嗣です。

青森県県土整備部建築住宅課長の楠田勝彦です。

今回は、第1号委員の改選後初めての審議会でございますので、改めて会長を選任することとなります。このことについて事務局から説明をお願い致します。

(今幹事)

事務局で幹事を務めております都市計画課長の今でございます。会長選任についてご説明させていただきます。

青森県都市計画審議会会長は、青森県附属機関に関する条例によりまして、第1号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから委員の互選によることとなっております。9月に改選があったため新たに会長を選任することとなりますが、事務局と致しましては、第1号委員6名のうち4名が再任となっており、前会長であります山本委員も再任されていることから、引き続き山本委員に会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか？

(各委員)

異議無し

(今幹事)

ありがとうございます。各委員のご賛同を得ましたので、山本委員に会長をお願いしたいと存じますが、山本委員よろしいでしょうか。

(山本委員)

務めさせていただきます。

(今幹事)

ありがとうございます。よろしくお願い致します。

(司会)

それでは、会長にご就任いただきました山本委員には会長席へお願い致します。早速ではございますが、山本会長より一言ご挨拶をお願い致します。

(山本会長)

それでは、選任いただきましたので、会長を務めさせていただきます。

今、色々と考えている事がございまして、私が学生時代でありました1970年代には日本の課題として過密と過疎というものがございました。今、日本の地域で過密の崩壊だという地域はほとんど無いだろうと思われます。これは都市計画審議会で各省庁が横断的に協力されてやってこられた成果だと思います。もちろん、都市計画とは過密の弊害を除去するだけではなくて、まちづくりという大きなスキームがあるわけですが、それに対して過疎の方はどうかというと、私もずっと県の方でお手伝いをしておりますが、残念ながら横断的な組織にはなっておりません。県の中の一つのセクション、国も過疎対策があつち行ったりこっち行ったりと言っては失礼な言い方ですが、ふらふらしている。本当に過疎の事を考えるのであれば、まさに都市計画審議会で行われているように横断的に各省庁が集まっていただき、そこでアイデアを出し、過疎地域をどうするかという議論が必要なのではないかと考えております。

これは都市計画審議会とはちょっと離れた話ですし、先ほど申しましたとおり、この審議会は単なる過密だけの問題ではなく、まちづくりという大きな役割がございます。しかも今は地方分権という事で、地域のまちづくりは地域で考えるというのが基本でございます。そういう新しい流れの中で出来るだけきめ細かい都市計画行政の展開が求められている所でございますので、今後とも諮問された事項について公正な審議をとおして、青森県の都市計画行政の推進に努力してまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様方のご指導、ご協力をお願いしまして挨拶にかえさせていただきます。

(司会)

ありがとうございます。

ここで会長の職務代理者を決めていただきたいと思います。青森県附属機関

に関する条例により、会長が指定することとなっておりますので、会長よろしくお願い致します。

(山本会長)

会長職務代理者の指定とのございますので、前回に引き続き氏家委員をお願いしたいと思います。氏家委員は本日欠席されておりますが、事前に会長職務代理者として指定することにつきまして了解が得られておりますことをご報告いたします。

(司会)

本日は、青森県から付議された13件の議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認を行わせていただきます。

①1ページに第131回青森県都市計画審議会次第、2ページに委員名簿および出席状況、3ページに委員席図となります。

②議案書です。

③A3判横の参考資料で、議案第1号から第7号までのものです。

④議案第8号から第13号までの参考資料の表紙です。

⑤A4判縦の資料1-1から6-1が各議案の「整備、開発及び保全の方針」の案です。

⑥A3判横の資料1-2から6-2が各議案の新旧対照です。

⑦青森県都市計画マスタープランの冊子と、その概要版です。

不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので山本議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(山本議長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員2名を指名させていただきます。藤村幸子委員と板垣美保委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

まず、議案第1号「平内都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審

議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

都市計画課の田澤と申します。よろしく申し上げます。

それでは、議案第1号 平内都市計画道路の変更（青森県決定）について、説明させていただきます。

はじめに都市計画道路やその見直しの背景などについて、説明させていただき、その後、具体的変更についてご説明させていただきます。

前のスクリーンでご説明いたします。

まず、都市計画道路についてです。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、つまり、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため、都市計画法に基づいて決定している道路のことです。

次に、目的とその効果です。都市計画道路に決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、その決定された範囲に建築制限（一定の私権制限）がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。

この建築制限について、簡単にご説明します。

この図は、建築制限のイメージを図に示したものです。この黒い線が現在の道路の幅を示した線です。この青い点線が、都市計画道路の幅を示す線です。建築制限を受けるのは黒い線と青い点線間の区域になり、ほとんどが民地となっております。この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地階を有しない建築物であり、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

また、都市計画道路を整備する事業を通常、街路事業と言っており、例えば、現道の幅員が8mの道路について、幅員16mで都市計画決定されている場合、計画区間を一律に計画決定幅の16mで整備する事業のことです。

この写真は、街路事業の整備後の写真です。すべての区間が計画決定幅で整備されています。都市計画決定を行い、街路事業を実施することにより、このような整備が可能となります。

都市計画道路を取り巻く環境について、4点ほどございます。

まず、1点目として、県全体の人口は、平成17年の国勢調査では約143万人となっていますが、厚生労働省の施設機関である人口問題研究所の推計で

は、30年後には約3割減少する予測となっています。

2点目として、国土交通省では将来交通の需要予測を5年ごとに出しております。その交通需要予測値を、近年は、常に実績値が上回っておりましたが、平成18年に-5.8%と下回りました。

3点目として、青森県の自動車保有台数がはじめて平成19年から減少し始めております。

4点目として、社会資本整備費の縮小が続いております。このような中で、事業効果を上げるよう選択と集中により事業を行う必要があります、さらに現道等の既存ストックの活用が求められています。

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加、右肩上がりの経済成長、交通量の増大、市街地の拡大などの時代にその多くを決定しております。しかしながら、今、ご説明したように、人口の急激な減少、経済の低成長、交通量の減少、自動車保有台数の減少など、社会経済情勢の変化を踏まえ、今回、全体的な見直しを行なっているものでございます。

今回の見直しにより、廃止する都市計画道路が出てきますが、都市計画道路を廃止したからといって、その道路を今後整備しないということではございません。例えば、部分的に歩道の整備が必要な場合は、街路事業で路線全線を同じ計画幅で一律に整備するのではなく、歩道だけの整備を行う、あるいは、交差点の混雑が激しい場合は、交差点改良や右折や左折レーンの部分拡幅を行うなど、交通環境や整備の緊急性等を総合的に考慮しながら、その地区にあった局部改良を行うなど、現在の道路（ストック）を最大限に活用した整備手法に方向転換していくということでございます。

また、都市計画決定している道路の区域には、大部分の民間の土地が含まれています。その区域は、都市計画決定している間、建築制限がかかった状態が続くということです。将来の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには長い期間を要することから、その建築制限は必要となりますが、特に交通需要の増加が見込まれない都市計画道路は、見直しを行い建築制限を外す必要があると考えています。

今後も都市計画道路を取り巻く環境の変化が予想されることから、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行うこととしております。

それでは、平内都市計画道路の具体的な変更内容についてご説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は3ページ、参考資料は2ページをお開き下さい。

参考資料の 1 ページに都市計画図、 2 ページに変更の概要を載せております。

変更路線は、 4 路線となります。このうち 3・3・1 号家の下鍵懸線は、車線数の追加だけの変更となります。これは、平成 10 年の都市計画法改正に伴い都市計画道路の決定事項に「車線数」が新たに追加されたことによるものです。よって、車線数の追加だけで、道路の形態などの実質的な変更はございません。

その他の 3 路線につきましては、交通需要の増加が見込めないことや代替路線が整備されていることから、都市計画道路を廃止するものです。

今回廃止する路線は、①の駅通り小湊赤明堂線、②の小湊沼館家岸線、③の沼館尻新道線の 3 路線です。それでは、路線ごとにご説明いたします。

3・4・1 号駅通り小湊赤明堂線は、この青い線で示した路線です。小湊駅を起点に町役場を経由し、国道 4 号と交差して薬師堂に至る延長約 1, 190 m の路線となっております。現道の幅は約 6 m ～ 9 m となっており、沿道には家屋が連たんしております。

今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が国道 4 号方向、奥側が小湊駅方向となります。8 m 程度の幅員が確保されております。

次に、3・4・2 号小湊沼館家岸線です。青森銀行小湊支店前を起点に小湊川を渡って国道 4 号に至る延長約 2, 030 m の路線であります。現道の幅は約 7. 5 m ～ 9 m となっております。

今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真です。手前が小湊駅方向、奥側が青森東高校平内校舎の方向となります。幅員は約 10 m で、片側に歩道が設置されています。

次に、3・4・3 号沼館尻新道線です。白鳥大橋付近を起点に青森東高校平内校舎を経由し、国道 4 号に至る延長約 780 m の路線であります。起点から 120 m の区間については現道があり、その幅は 9 m となっております。残りの区間については、現道はありません。

この路線につきましても、今後、交通需要の増加が見込めないことから都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真です。手前が白鳥大橋方向、奥側が国道4号方向となります。8mから9m程度の幅員が確保されています。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年12月7日から12月20日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま、都市計画道路の変更ということで説明がございました。3つの路線について全線廃止するということですが、これは先程も説明がありましたように都市計画道路としての決定を廃止するというので、ここを一切整備しないという事ではございません。むしろ実態に即した形で整備するために、今のような大掛かりな都市計画道路という形ではなく、もう少し現実的な形で整備するために都市計画決定を廃止するという提案でございます。

これにつきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(東北農政局)

人口が減ってきているという事で、都市計画道路の廃止というのは非常に時宜を得たものと思われませんが、今まで長年の間、建築制限で周辺の方々が制約された環境の下で生活してきた不利益に対して、何らかの補償や措置が必要かと思うのですが、意見が無ければそれで良いのかどうか。写真で見るとコンクリート3階建てくらいの建物がちょっと見えてましたが、その両脇には車庫のような低い建物が建てられていましたが、それはそこが都市計画道路だから建てられなかったのだらうと思います。そういうこともありますので、地域住民のご理解を得ながら進めていただければと思います。他所では訴訟を起こされたという話も聞いておりますので十分ご注意くださいと思います。

(事務局)

補償の関係等について現在考えられておりますのは、財産権に内在する制約といたしまして憲法上、評されるものであると判断しております。ですから憲法第29条第3項に基づく、補償を要しないものと考えております。ただ、おっしゃるとおり訴訟が起きているという事例もあります。それは盛岡の裁判の

事例だと思うのですが、今後は制限の期間というものもきちんと考えていかなければならないと言われております。ただ、制限に対する補償の実例としては未だございません。

今回ご審議いただく6件の都市計画道路の変更について、地元説明会でも今のようなご意見がいくつか出ましたけれども、今のようなご説明でご了解を得られているという事をご報告いたします。

(山内委員)

雪国で快適な生活をするためには道路や流雪溝や歩道を整備するなど、生活環境を整えることが大事であります。人口が少なくなったからもう道路は要らないというのではなく、しっかり道路を整備し環境を整えることで自ずと人が生活するのではないかと私は考えます。国の政策もコンクリートから人へ、道路は無駄だと言いますが都会はコンクリートだらけなのに対して地方はまだまだ土だらけですので、道路や歩道の整備、雪に負けないまちづくりが必要ではないのでしょうか。そういう意味で都市計画で道路整備をしていこうというものであったのではないのでしょうか。人口が増える見通しが無いという説明があり、確かに少子化が進んでおりますが、環境を整備する事で自ずとそこで人が幸せに暮らせるようになるという思いがあります。地域住民へ説明を行い、了解を得ているということでしたが、おそらく夏の間には説明したのではないのでしょうか。今頃に説明を行えばどうなったのかと思うところでございます。

(事務局)

ご指摘のあったことは正しくその通りでございまして、これだけ雪が増えると道路が必要だという意見もあります。今回の事例とは別ですが一例を挙げますと、国道のバイパスを現在整備しており、そのバイパスに関してはある程度の交通量があることから、除雪も考慮し相当の幅員を決定しております。旧道につきましては決定当時に、現道より広い幅員で計画決定したまま整備が行われていない部分について見直しを行っておりますが、そのような箇所につきましては道路の幅員を広く取るのではなく、流雪溝など別の手法での整備も考えており、場所場所で一番適切な形で整備を行っていくという事をご提案させていただきます。

(山本議長)

山内委員が指摘された点は非常に大事でございまして。今回の審議会では、道路は必要ないから都市計画決定を外している訳ではなくて、むしろ現実に即した整備をするために必要な見直しであり、当然その時には雪対策も忘れてはな

らない大事な部分だと思えます。都市計画決定を全線廃止するから整備しないということではなく、雪対策も含めて現実的な形で整備するために一律的な整備手法を止めるということで理解するとよろしいかと思えます。

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第2号「蟹田都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、議案第2号 蟹田都市計画道路の変更（青森県決定）について、説明させていただきます。お手元の資料のうち、議案書は6ページ、参考資料は4ページとなっております。

変更路線は、4路線となります。交通需要の増加が見込めないことや代替路線が整備されていることから、都市計画道路を廃止するものが3路線、整備計画の見直しに伴う変更が1路線となります。

今回廃止する路線は、①の蟹田館ノ沢線、②の宮本線、③の下町中師線の3路線です。また、計画変更となるのが④の上蟹田磯ノ山線となります。それでは、路線ごとにご説明いたします。

3・4・2号蟹田館ノ沢線は、国道280号を起点にJR蟹田駅、外ヶ浜中央病院、中央公民館を經由し、館の沢線に至る延長約1,450mの路線となっております。起点から120mの区間については現道があり、その幅は14mとなっております。残りの区間については、現道はありません。

計画道路に並行して、こちらに代替路線となる町道が整備されていることや、今後、交通需要の増加が見込めないことからこの路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が国道280号、奥にJR蟹田駅が見えます。幅員は約15mで、両側に歩道が設置されています。

次に、3・4・3号宮本線です。国道280号を起点とし、蟹田川と並行して外ヶ浜警察署に至る約600mの路線であります。現道の幅は約7m～9mとなっております。

今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真です。手前が外ヶ浜警察署方向、奥側が国道280号方向となります。幅員は約9mで、片側に歩道が設置されています。

次に、3・6・1号下町中師線です。現道は国道280号であり、蟹田地区の海岸沿いを南北に走る約2,010mの路線であります。現道の幅は約7m～12mとなっております。

現在、山側に国道280号のバイパスが計画されており、代替路線の整備予定があることや今後、交通需要の増加が見込めないことからこの路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真です。手前が青森市方向、奥側が今別町方向となります。幅員は約12mで、片側に歩道が設置されています。

最後に3・6・2号上蟹田磯ノ山線です。国道280号のバイパスとして整備が予定されている約1,740mの路線であります。

事業着手にあたり計画を再検討した結果、歩道部について、幅1mの植樹帯を設けた3.5mの歩道を両側に計画していましたが、周囲が豊かな緑に囲まれていることから植樹帯の設置を取りやめるとともに、歩行者数が少ないことから片側歩道に変更することとし、計画幅員を16mから11.5mに変更するものであります。また、終点部について、現道への接続をより円滑にするため、線形を変更します。それに伴い延長が240m伸びたため、路線延長を1,980mに変更するものであります。

あわせて、幅員の変更に伴い路線番号を3・6・2号（3・4・1→3・6・2）に変更いたします。

この写真は、路線の中間部、一本松大橋の手前から終点部を望んだ写真です。手前が青森市方向、奥側が今別町方向となります。現在、供用している一本松

大橋を生かしたルートとし、外ヶ浜警察署の左側の樹林地を抜けて、国道280号に接続する計画となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年12月7日から12月20日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

私からお伺いしたいのですが、④の路線については他の路線と違い、国道280号バイパスの整備の線形に合わせるための変更ということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(東北農政局)

③と④の路線の取り付け部分(交差点)ですが、図を見ると60度以上の角度で入っているようですが、実際には90度で入るようになるのでしょうか。

(事務局)

当初の計画では、現道の国道280号(③)に整備予定のバイパス(④)が直角で接続される形でしたが、優先道路がどちらになるのかを検討した結果、整備するバイパスを優先道路とし現道へ緩やかに擦り付くような形とし、現道の方を危険が無いようにバイパスに90度に近い形で交差させるということに変わったため、整備予定のバイパス(④)の終点部の延長が伸びることとなりました。

(山本議長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第2号については原案どおり決定することといたします。

次に、議案第3号「鱒ヶ沢都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、議案第3号 鱒ヶ沢都市計画道路（青森県決定）の変更についてご説明いたします。議案書は9ページ、参考資料は6ページになります。

変更路線は、3路線となります。このうち3・4・1号鳴戸大和田線（なると、おおわだ）は、車線数の追加だけの変更となります。その他の2路線につきましては、交通需要の増加が見込めないことや代替路線が整備されていることから、都市計画道路の全部又は一部を廃止するものです。

今回廃止する路線は、①の駅前線と②の臨海線の2路線です。それでは、路線ごとにご説明いたします。

3・5・3号駅前線は、国道101号を起点として、JR鱒ヶ沢駅を經由し、中村川を渡って再度国道101号に至る延長約730mの路線となっております。起点から470mの区間については、ほぼ計画幅員どおり整備済となっております。未改良である260m区間の現道の幅は約7mとなっております。

未改良区間の260mについて、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この区間の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が舞戸橋方向、奥側がJR鱒ヶ沢駅方向となります。約7mの幅員が確保されています。

次に、3・5・4号臨海線です。国道102号の旧道であり、鱒ヶ沢町の臨海部を走る約6,040mの路線であります。現道の幅は8m～12mとなっており、代替路線となる国道101号バイパスが既に整備されております。

将来、交通需要の増加が見込めないことや代替路線が整備されていることからこの路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真です。手前が深浦町方向、奥側が鱒ヶ沢町の市街地方向と

なります。国道102号の旧道であり、幅員は約12mで、両側に歩道が設置されています。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年12月7日から12月20日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第3号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

第3号につきましては主としてバイパス整備に伴う変更と考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

そうです。

(山本議長)

ご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第3号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第3号については原案どおり決定することといたします。

次に、議案第4号「板柳都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、議案第4号 板柳都市計画道路（青森県決定）の変更についてご説明いたします。議案書は12ページ、参考資料は8ページになります。

変更路線は、2路線となります。このうち3・4・1号駅通り線は、車線数

の追加決定だけになります。

今回廃止する路線は、3・5・3号岡本玉川西線1路線になります。

3・5・3号岡本玉川西線は、板柳町の西部を岩木川沿いに南北に走る約2,340mの路線であります。起点部及び終点部が国道339号の旧道となっており、現道の幅は約7mから8mとなっております。

現状で、ある程度の幅員が確保されていることや、通過交通を排除する国道338号バイパスの整備が完了しているなど、今後交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が鶴田町方向、奥側が板柳警察署方向となります。約8mの幅員が確保されています。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年12月7日から12月20日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第4号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

特にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第4号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第4号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第5号「野辺地都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、議案第5号 野辺地都市計画道路（青森県決定）の変更について

ご説明いたします。議案書は15ページ、参考資料は10ページと12ページになります。

変更路線は、10路線となります。このうち1・3・1号有戸鳥井平一ノ渡線、3・3・1号一ノ渡中渡線、3・4・1号駅前上前田線、3・4・3号二本木大月平線、3・5・6号駅前松ノ木線の5路線は車線数の追加決定だけになります。

今回、路線の全部又は一部を廃止する路線は、①の槻ノ木木明線と②の城内種畜場線、③の観音林脇雑吉沢線、④の金沢松ノ木平線の4路線です。また、計画変更となるのが⑤の石神裏上川原線となります。それでは、路線ごとに説明いたします。

3・3・2号槻ノ木木明線は、国道4号を起点として、野辺地町の北部を海岸沿いに走り、国道279号に接続する約5,890mの路線であります。起点部から中間部については、現道はありません。中間部から終点部については、国道279号が現道となっております。

現道の幅員が約10mと一定の幅員が確保されていることや、代替路線となる臨港道路が整備済みであること、また、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前がむつ市方向、奥側が野辺地町の市街地方向となります。幅員は約11mで、片側に歩道が設置されています。

3・4・2号城内種畜場線は、野辺地警察署付近を起点として、青い森鉄道及び国道4号を経て、畜産試験場へ至る約2,300mの路線であります。現道の幅員は約6m～7mとなっており、一部の区間で歩道の整備工事が計画されております。

今後、交通需要の増加が見込めず、計画幅員の16mで整備する必要性が低いことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が国道4号方向、奥側が野辺地警察署方向となります。約7mの幅員が確保されています。

3・4・4号観音林脇雑吉沢線は、県道野辺地野辺地停車場線を起点とし、県道水喰野辺地線（みずはみ、のへじせん）に接続する約1,370mの路線

であります。起点から国道279号までの区間については、現道はなくバイパス整備が予定されており、また、国道279号から3・5・7号大月平一ノ渡線までの区間は、計画幅員の16mで整備が完了しております。

今回、終点部の約240mの区間について、現道の幅員が約12mと一定の幅員が確保されており、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この240mの区間を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前が野辺地町の市街地方向、奥側が東北町方向となります。幅員は約12mで、片側に歩道が設置されています。

3・5・1号金沢松ノ木平線は、野辺地町の中央部を南北に貫く約2,670mの路線であり、その大部分が国道279号となっております。終点よりの約740mが改良済みとなっているほか、未改良区間についても現道の幅員が約9mから14mと一定の幅員が確保しております。

現状で、ある程度の幅員が確保されていることや、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは現道の写真になります。手前がむつ市方向、奥側が十和田市方向となります。幅員は約14mで、両側に歩道が設置されています。

3・5・2号石神裏上川原線は、国道279号を起点に、JR大湊線を立体で交差した後、野辺地小学校を経由して野辺地病院付近へ至る約2,070mの路線であり、JR大湊線との立体交差以外は全線の整備が完了しております。

今回、JR大湊線との立体交差について、今後、交通需要の増加が見込めず、立体交差事業を実施する必要性が低いことから、立体交差計画を現状の平面交差（踏切）に変更いたします。

これは現道の写真になります。手前がむつ市方向、奥側が野辺地町の市街地方向となり、中央にJR大湊線が横断しております。計画幅員どおり約12mで整備が完了しており、踏切についても同様に12mに拡幅されております。今回、JR大湊線との立体交差の計画を見直し、現状の平面交差に変更いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年12月7日から12月20日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第5号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、ご意見を伺います。

(東北農政局)

廃止される②の路線については畜産試験場の前までということで終点が決まっていますが、③の路線の終点がなぜここになっていたのか、なぜ廃止区間がその区間だけとなったのかをご説明下さい。

(事務局)

③の路線については先程の説明のとおり、国道279号から廃止区間まで改良ですが、その先の廃止区間については交差する下北半島縦貫道路の整備の兼ね合いから整備が遅れておりました。なぜ終点が伸びていたかという点で終点部に集落があったためと思われる。下北半島縦貫道路の整備に伴い、都市計画決定通り整備するのかを検討した結果、集落がここしか無いことや、現道の幅員が12mあれば十分に役割を果たすということから、更に幅員を広げるという計画については廃止したいと考えております。

(東北農政局)

集落が道路の終点となっているのは珍しい計画だと思うのですが。

(事務局)

本来であれば下北半島縦貫道路との交点で止まればよいのですが、立体交差になっているため、ここでは止められない事情があったのだと思われます。

(山本議長)

⑤の路線に関してですが、交通量も大した量ではないので深刻なことではないのですが、JRとしては出来るだけ平面交差は避けて立体交差にするという流れがあるのではないのでしょうか。

(事務局)

踏切の遮断時間や交通量がある一定の基準を超えれば立体交差の事業が採択されますが、この箇所については基準に達しないという面から今回は現状の形へ計画変更したいと考えております。

(山本議長)

むしろ道路の交通量より電車の交通量の方が問題だと思っております。

(事務局)

立体交差する場合には会長がおっしゃるとおり、車の交通量に加えて、踏切が交通を遮断する時間×交通量という計算で判断されますので、電車の量が増えると若干自動車交通量が少なくても必要性が増えるという指標になります。ただ、電車の本数自体も残念ながら少ない箇所となっております。

(山本議長)

他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第5号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第5号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第6号「六ヶ所都市計画道路の変更（青森県決定）について」ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、議案第6号 野辺地都市計画道路（青森県決定）の変更についてご説明いたします。議案書は19ページ、参考資料は14ページになります。

変更路線は、5路線となります。このうち3・2・1号尾駮倉内線、3・2・3号鷹架南幹線、3・3・1号千歳鷹架線は車線数の追加決定だけになります。

今回、路線の全部又は一部を廃止する路線は、①の東西幹線と②の工業地区幹線の2路線となります。それでは、路線ごとにご説明いたします。

3・2・2号東西幹線は、むつ小川原港を起点とし、石油備蓄基地を經由して野辺地町の国道279号へ至る約14,540mの路線であります。

昭和56年にこの路線を都市計画決定した際、終点付近にこの路線の交通量

を受け止める道路がなかったため、終点を野辺地町の国道279号としておりました。そのため、やむを得ず横浜町と野辺地町管内に六ヶ所都市計画道路が都市計画決定されている状態となっております。

その後、下北半島縦貫道路が平成6年度に計画され、現在整備が進められておりますが、本路線上に六ヶ所インターチェンジが設置されることになったことから、本路線の終点を六ヶ所インターチェンジに変更するものであります。この変更に伴い、横浜町及び野辺地町管内に都市計画決定されていた約3,380mの区間を廃止いたします。

次に、3・2・4号工業地区幹線は、鷹架地区を起点として海岸部を南北に走り平沼地区へ至る約4,810mの路線であります。現道はなく、バイパスとして整備が予定されておりますが、代替となる村道が整備されていることや、今後、交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止いたします。

これは代替路線となる村道の写真になります。手前がむつ市方向、奥側が三沢市方向となります。9m程の幅員が確保されています。

以上で説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成22年12月7日から12月20日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第6号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

①の路線については下北半島縦貫道路の完成が計画変更の前提になっていると思うのですが、下北半島縦貫道路の整備の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

現在、野辺地町方向とむつ市方向の両側から整備が進んでおり、野辺地バイパス及び有戸バイパスの約13kmについては供用されております。今回の六ヶ所インターチェンジまでの区間については平成12年に事業着手しており、近々供用が見込まれている状況です。また、六ヶ所インターチェンジから北側

に関しても平成20年に事業着手され、現在整備が進んでおります。

(山本議長)

近々というのは、だいたい2～3年くらいと考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

概ね2～3年後に供用が見込まれております。

(山内委員)

今まで議案第1号から第6号までご説明があり道路計画を廃止するということですが、都市計画道路で整備する際に順番に用地買収をして工事を進めていくのかもしれませんが、廃止する道路計画道路の中で先行して用地買収を行っている所はないでしょうか。

(事務局)

今回廃止する6都市計画区域についてはございません。

(山内委員)

都市計画道路があることで将来的に道路が広くなるという考えから、都市計画道路のラインに合わせて家の改修を行ったり、古い家のままで改修するのを我慢していたりする住民から苦情が出ないでしょうか。

(事務局)

その件に関しまして、各地域で説明会を行った際に道路が広くなることを期待していたというご意見も若干ありました。都市計画決定は廃止にしますが、どうしても拡幅等が必要な場所については局所的な整備にて対応していく方針であることを説明して概ねご理解をいただいております。

(藤村委員)

六ヶ所方面についてはこれからも交通量は増えるという先入観があったのですが、資料では今後の交通需要は横ばい若しくは減少に転じる見通しが示されたとあります。これはどういう根拠からきているのでしょうか。工事関係がなくなることで交通量が減ることなののでしょうか。私は六ヶ所方面はこれからも増えていく感覚で見えておりましたので、この点についてご説明をいただきたいと思います。

(事務局)

ご指摘のとおり、六ヶ所に関しては新むつ小川原開発基本計画があることから、開発が進めば当然交通量も増えますが、路線単位での交通量の増減を見ていくと、国道338号と338号のバイパスに増加交通量がほとんどまわってしまい、海岸部を走る②の路線については交通量の増加が見込めないため、横ばい若しくは減少という表現を用いておりますが、六ヶ所村全体での交通量は単なる減少ではなく、今よりは若干増えるというような予測が為されております。

(藤村委員)

要望となりますが、委員は全然知らない土地の話を聞いていて、さっぱり分からない所がほとんどなのですが、もし本当に重要な案件と言っては失礼ですが、そのような件については見せていただくということも頭に入れていただいて審議会に諮ったらどうかと感じました。

(事務局)

検討させていただきます。

(石沢委員)

都市計画道路に決定されると自分の土地の家屋や畑などに縛りが出るのですか。事業が行われるまでは自由に使ったり売買したりしてもよいのですか。

(事務局)

基本的に売買や利用に関して制限はございませんが、コンクリート造のものや3階以上の建築物など、道路を造る際に簡単に除去や移動が出来ない建物については建てる事が出来ないという規制がかかります。ただし、木造の2階建ての通常の住居などについては建てられます。

(石沢委員)

延長が長いようなところだと整備に何十年もかかって、端の方だと整備が来るのかどうかも分からないような状況で待っていて、そこが廃止になったりすると本当は売りたいのに事業に協力的で売っていないとか損得が生じるような事例も出るかと思うのですが、いかがですか。

(事務局)

売買に関しては制限しておりませんが、コンクリート造のものや3階以上の

建築物などを建てたいけれども我慢していたというような例があった可能性はあるかと思えます。

(板垣委員)

①の路線に関して、六ヶ所インターチェンジが下北半島縦貫道路のところにありますが、場所はどの辺になるのでしょうか。下北半島縦貫道路が伸びた先でしょうか。

(事務局)

現在供用している下北半島縦貫道路が延伸し、だいたい2～3年後くらいには六ヶ所村、横浜町、野辺地町の境界あたりに新たなインターチェンジが出来ることとなっております。

(板垣委員)

もうちょっと先まで早く伸びて欲しいという願望があります。

(田中委員)

再評価委員会などを見ていると、道路等の予算は何十年も先の計画を再評価しながらも、それでも決めていたことを決定とし概ね全部やるということが多いのですが、このように計画していたことを廃止するのはあまり見た事が無いので、例えばこのような事をやる上で、計画には必ず予算が付くと思うのですが、今回、廃止することによってどれくらい予算が使われないのでしょうか。

(事務局)

都市計画決定自体は再評価委員会に出ている事業計画とは異なり、ある程度の道路網、道路をどのような形で作れば交通的に大丈夫かという観点で決定しておりますので、具体的な事業のための調査はしておりませんので、いくらとはお答えできないのですが、参考として青森県内3市くらいの土地価格等で換算すると、通常は1km整備するのに約40億円くらいかかるというデータがありますが、六ヶ所に関してはそれに比べてだいぶ土地価格が低いのでそれほどではないかと思われます。実際に作ったとすればかなりの金額がかかると思いますが、実際の金額は算定しておりません。

(山本議長)

3市だと1kmあたり40億円ですか。大変な金額になりますね。

(事務局)

道路脇に全部建築物があり、全てを移転して事業を行うというのを前提とした概算金額です。

(山本議長)

それだけ用地買収費がかかるということですね。ましてやこれと同じような事を首都圏でやっていると、とんでもない金額になる訳ですね。青森県の3市だから40億円くらいですけども、首都圏だったら更に桁が2桁くらい違うのでしょね。

(山内委員)

都市計画道路の変更は国の指導によるものでしょうか。県独自の、無駄な道路になっている、だんだん人口が減っている、当初計画したとおりの地域振興が行われていない、だから変更するという考えなのか。国からの無駄だから変更しろという指導の下に行っているのでしょうか。

(事務局)

国の指導によるものですが、都市計画道路の見直しについては、もう10年以上前から言われておりましたが、平成15年に社会資本整備審査会という国の方での都市計画審議会みたいなものがあり、そこで議論が行われ、人口減少等を踏まえて早期に見直しを行うべきだという提言が為され、それに基づき全国的に見直しガイドラインというものを策定しまして、青森県もガイドラインに沿って見直しを進めているところでございます。

(山内委員)

私はずっと今まで議会でも話してきているのですが、下北地域の国策で進めているむつ小川原開発地域で、どこの県でも受け入れない再処理工場の設置や大間の原子力施設についても、青森県や地域の皆様が一生懸命協力しているのに、全国の原子力施設を見て歩いても道路が一番悪いのです。よそは立派な道路、トンネルまでをつくって立派な原子力施設をつくっています。

大間の原子力施設を見ても、狭い国道を直轄道路にすべきだと私は訴えているのですが、今は朝の5時までには荷物を運ぶために夜中に10t車が国道279号を走っている、朝になると一般車両で交通渋滞するので夜中に走っている、あの周辺の風間浦村などの住民も毎日のように交通による振動があっても我慢している。他所は先に道路をつくってから施設をつくっている。今までも国に要請はしてきているけれども、なかなか実現されない。むつ小川原開発という

ことではクリスタルバレイ構想も破綻してしまいましたが、東奥日報でも出ておりましたが、青森県のクリスタルバレイ構想は全国でも素晴らしい構想を青森県が立てたと言われてきていても失敗したのは、そこに環境が整備されていない、道路が良くない、生活環境が整備されていないので、南の方の県で青森県の後から企業を誘致して成功している。

国の政策でやらなければならない事で仕方がないものかもしれないが、ある程度、我々が生活する以上は、道路、下水道や生活環境を整備して企業を誘致し、地域が発展していくと思うのだが、人口が減少してきたから計画が変更されていくのでは、我々政治に携わる者の責任だと思うのですが、下北地域に何度も行って町長さんや村長さんたちを集めて国道279号を直轄道路にしようと頑張ってきましたが、そういう点で非常に残念な部分もあります。地域の皆様の理解もいただいて、国の指導もあって今回道路変更をするということですが、これはやはり変更してから苦情が出てくることがあると思いますし地元の方も大変だと思いますが、なんとでもむつ小川原開発地域は国策の開発地域ですし、エネルギーの最重要地域ですので環境を良くしてもらってやっていただきたい。

(山本議長)

山内委員のお気持ちはよく分かりますが、これは平成15年度に国の方での社会資本整備のあり方についての議論の中から出てきたもので、決して中央で政権交代があったから急に行われていることではないということをご理解いただければと思います。

とはいえ中央の政権交代があった訳ですけど、今、山内委員がご指摘された問題を本当に中央が分かっていたのか、どうしても全国一律になって、青森県だけ別扱いということにはなかなかならない。ところがやはり北海道に比べると青森県ははっきり言って道路整備の点から遅れておりました、私も昨年、北海道新聞から取材を受けて、そここのところを強調したのですが、なかなか国の方は一律、青森県だけを特別という訳にはいかないということがあるものだから、恐らく山内委員の今のようなご発言になったのだと思います。

大間の原子力発電所の問題も、あそこに行くためのアクセスを考えますと本当に心許ない状況で、あれで果たして国道と言えるのかということも含めて、これはやはり引き続き主張していかなければいけない部分だろうと思います。ただ、ここでの議論は都市計画道路に限定した議論でございますので、そここのところをご了承いただきたいと思います。

それでは他にご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案

第6号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)
異議無し

(山本議長)
それでは、ご異議ないようですので、議案第6号については原案どおり決定することといたします。

次に、議案第7号が都市計画区域の名称の変更、議案第8号から第13号までが都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてですが、その審議に入る前に、それらと関連がある青森県都市計画マスタープランについて報告を受けた方が良いと思いますので、事務局から「青森県都市計画マスタープランについての報告」をしてください。

(事務局)
それでは「青森県都市計画マスタープラン」について、ごく簡単ではございますが、その概要を説明させていただきます。この計画は、策定過程において、当審議会に報告させて頂き、委員の方々から、いろいろと意見をいただいて、昨年6月に策定したものです。
お手元の資料の青森県都市計画マスタープランとその概要版と前のスクリーンを用いて説明いたします。

お手元の概要版では1ページとなります。
まず、青森県都市計画マスタープランの目的についてですが、おおむね20年後の目指すべき姿を展望した都市の将来像を描き、その実現に向けた都市計画の方向性を明らかにすることを目的としております。そして、厳しい社会環境下にあっても、持続可能な都市を実現できるよう、県が市町村や県民に対して都市計画に関する考え方を示すものでございます。

青森県都市計画マスタープランは、「青森県都市計画基本方針」「圏域別計画」「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で構成しております。
先ず、「青森県都市計画基本方針」では、県の総合計画である基本計画を踏まえ策定しており、県土全体の視点で、都市計画に関する基本的な考え方を示しています。

次に、「圏域別計画」については、県内を6圏域に分け、その圏域別に広域的

な視点で、土地利用などの方針を示しています。

最後に、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」についてですが、都市計画法第6条の2の規定により定めるもので、各都市計画区域ごとに策定するものです。本日の議案第8号から議案第13号までの案件、木造都市計画区域他5都市計画区域のものです。

次に概要版は2ページとなります。

青森県を取り巻く環境変化と課題としては、人口減少・高齢化の進行と世帯数減少への転換、経済の低迷と雇用環境の悪化、地球環境問題などがあります。また、都市を取り巻く課題としては、中心市街地の衰退、まちづくりの人財活用と継続的な育成などがあります。

これらの課題を踏まえ、青森県都市計画マスタープランの基本理念や基本方針の見直しを行っております。

次に、本編の31ページをご覧ください。

都市づくりの基本理念についてです。

「生活創造社会の実現に向けた持続可能な都市」と定め、これを実現するために「コンパクトな都市づくり」と「優良な農地や身近な自然・緑地の保全」の2つの観点による都市全体のマネジメントを推進することとしております。そのうえで、青森県を取り巻く諸課題に的確に対応していくため、「にぎわいと活力のある都市づくり」、「安心して住み続けられる都市づくり」、「環境と共生する美しい都市づくり」、「協働で育む都市づくり」の4つの視点に基づき、都市計画でできることを展開していくこととしております。

37ページをお開き願います。

都市づくりの方針についてです。

方針1として「にぎわいと活力のある都市づくり」です。産業・雇用の創出・拡大、中心市街地の活性化、農山漁村部の活性化に関する方針を示しております。

方針2として「安心して住み続けられる都市づくり」です。生活機能の充実、安全・安心の確保に関する方針を示しております。

39ページをお開き願います。

方針3として「環境と共生する美しい都市づくり」です。自然環境の保全、地球環境問題への対応、景観の保全・創出に関する方針を示しております。

方針4として「協働で育む都市づくり」です。多様な主体の協働、人財の育

成に関する方針を示しております。

以上、簡単ではございますが、青森県都市計画マスタープランの概要の説明を終わります。

(山本議長)

ただいま説明のありました青森県都市計画マスタープランにつきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等ないようですので、「その他」の青森県都市計画マスタープランについての報告は終わらせていただきます。

ここで、約10分間の休憩を挟みたいと思います。再開は3時20分といたします。

(山本議長)

皆さんお揃いですので引き続き、議事を再開させていただきます。

次に、議案第7号「木造都市計画区域の変更について」ご審議をお願いいたします。議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、議案第7号 木造都市計画区域の変更（青森県決定）について、説明させていただきます。

お手元の資料のうち、議案書は23ページ、参考資料は15ページになります。

今回変更いたします木造都市計画区域は、昭和44年5月20日に指定され、木造町の中心市街地を取り囲むように、周辺の農地等を含む区域、旧木造町、旧森田村、旧柏村のそれぞれの一部の区域から構成されております。総務省が中心になって進めた平成の大合併の時期、平成17年2月11日に旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村が合併し、新たにつがる市が誕生したことから、都市計画区域を構成していた3つの町村がすべて、つがる市となりました。

参考資料の15ページにも記載しておりますが、本都市計画区域の図となります。赤色の実線が都市計画区域の範囲で、青色の一点鎖線が旧町村の境界です。都市計画区域内はすべてつがる市となり、市から名称変更の要望があり、

市と協議した結果、今回の定期見直しに併せ、都市計画区域の名称を木造都市計画区域からつがる都市計画区域へ変更するものです。

今回は名称のみの変更であり、都市計画区域の拡大又は縮小はありません。説明は以上のとおりです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第7号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

地図で見ますと柏村の一部が外れているように見えるのですが、赤の線と青の一点鎖線の間はどのような意味ですか。都市計画区域外のエリアが入っているということでしょうか。

(事務局)

青の線は旧町村の境界を示しております。

(山本議長)

そうすると、旧柏村の中で計画区域外になっている所がこの所だということですか。

(事務局)

そうです。旧柏村の南部の方も外れております。

(山本議長)

これが外れているのは何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

色が塗ってある部分が用途地域に指定されている部分ですが、木造の商店街を中心とした所です。都市計画区域を定めるにあたって、この用途地域を中心に字界の線で都市計画区域を定めていたようです。

(山本議長)

そうすると、つがる市になる前の木造町の時から周辺の町村についても、その対象のエリアになっていたという事でしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(石沢委員)

旧車力村や旧稲垣村は入っていないようですが。

(事務局)

元々、旧車力村や旧稲垣村については都市計画区域に入っておりませんでした。都市計画区域の指定については行政区域全体を指定する場合もございますし、行政区域に限らずに一体として区域を設定する場合もございますので、必ずしも行政区域と一致するというものではありません。

(東北農政局)

人口減少等でこれ以上、市街化区域が広がらないというような感じを受けます。周りの優良農地や身近な自然・緑地保全等を含めた都市計画区域の設定になっていると思いますけれども、こんなに広く設定する必要があるのかと、ここで改めてエリアの考え方というのを見直してはどうでしょうか。なぜかといいますと、周りが水田地帯で農振地域とも重複する部分だと思しますので、適切なエリア設定も必要かと思しますので、その辺の考えについてお聞かせ下さい。

(事務局)

都市計画区域になったからといって全ての所を都市的土地利用にするという事ではなく、木造都市計画区域は非線引き都市計画区域ですので市街化区域と市街化調整区域の区分はございません。ただ、市街化区域と市街化調整区域を区分している例えば青森都市計画区域とかがありますが、そこでの市街化調整区域、用途地域が指定されていない白い区域については土地利用規制が非常に厳しい状況で、市街化を抑制する区域となっております。ですから、都市計画区域であっても農地等を守っていく、都市計画法の趣旨自体が農地と調整を図っていくという形になっておりますので、その辺は問題が無いと考えております。むしろ逆に都市計画区域をうんと広げる形にして守るべき所は守っていくという方向に変わってきておりますので、そういう意味では本来はもう少し都市計画区域を広げるべきではないかと考えております。

(東北農政局)

農地であれば農振法の中できちっと守れる、都市計画区域が入ってくると誤

解して、都市計画区域だから転用が出来るのだという考えで認可も受けないままに転用してしまったという例も多々見受けられます。その辺は地域住民の方に問題があると思いますが、徹底していく必要があると我々も感じておりますし、我々も農振法、農地法の改正により、きちっと優良農地を確保していくという責務を負わされているものですから、そういう意味で適正な規模で設定するのが望ましいのかなという思いで発言させていただきました。

(事務局)

今後とも農地との調整を図りながら指定していきたいと思っております。

(山本議長)

それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、お諮りいたします。議案第7号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第7号については原案どおり決することといたします。

次に、議案第8号から第13号の木造、平内、蟹田、鱒ヶ沢、板柳、野辺地の各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について、ご審議をお願いいたします。

議案の内容について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、議案第8号から議案第13号まで、一括して説明させていただきます。

はじめに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の内容について説明させていただきます。整備、開発及び保全の方針は通常「区域マスタープラン」と呼んでおりますが、平成12年の都市計画法改正により新設されたものでございます。すべての都市計画域で定めることとなっており、県では平成16年に県内の全25都市計画区域で決定しております。

整備、開発及び保全の方針は、おおむね5年ごとの都市計画基礎調査などを

踏まえ、見直すこととしており、今回は初めての見直しとなります。

国の都市計画運用指針では、整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるものであり、用途地域、道路や土地区画整理事業など、具体の都市計画を実施するうえで、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの方向性を示すものです。よって、この決定により土地に規制がかかるとか、具体的に道路の整備を行うといったものではなく、具体的都市計画を検討する際の指針となるものです。

整備、開発及び保全の方針において定めることは、大きく3点ございます。

- ①都市づくりの基本理念、市街地像
- ②区域区分を行うかどうかの選択
- ③主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についての方針などを定めることになっております。

今回の見直しにあたっての社会情勢の変化については、先ほど都市計画道路の見直しの説明時に申しましたが、本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、財政的な制約の顕在化等がございます。これらの状況を踏まえて、全県的な見直しを行っておりますが、その視点といたしましては、

- ①コンパクトな都市づくりの推進
 - ②優良な農地や身近な自然・緑地の保全
- の2つの視点で見直しを行っております。この2つの視点は、先ほど、県の都市計画マスタープランの報告の際に説明させて頂きましたが、基本理念や都市像の実現のための根本的な考え方になります。

それでは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更状況について、簡単にご説明します。参考資料の16ページにも記載しておりますが、赤枠で囲んである都市計画区域、鱒ヶ沢、木造、板柳などは、今回の審議会にお諮りする都市計画区域の整備、開発及び保全の方針です。また、青枠で囲んである都市計画区域は既に変更済みのものです。

整備、開発及び保全の方針の参考資料としては、お手元のA4縦の「各都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」で右上に資料1-1と記したものの、それとA3横の新旧を対照したもので右上に資料1-2と記したものになります。本日は、A3横の新旧を対照した資料と正面のスライドをご覧いただきながら

説明をお聞きいただければと思います。なお、本日の説明において、A3横の新旧を対照した資料について、区域マス資料と省略させていただきます。

「整備、開発及び保全の方針」の説明に関しては、時間の関係上

- ・ 目標年次
- ・ 区域区分の選択
- ・ 都市づくりの基本理念

を中心にご説明させていただきます。

それでは、議案第8号木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について説明させていただきます。議案書は26ページとなります。また、区域マス資料、A3横の資料、右上に「資料1-2」と記してある資料をご覧ください。左側が変更前で、右側が変更後の新旧対照としております。朱書きしているところが変更箇所です。

まず、名称ですが、先程の議案7号でご審議いただきましたとおり都市計画区域の名称を「木造都市計画区域」から「つがる都市計画区域」へ変更しますので、これに伴い、整備、開発及び保全の方針の名称も「つがる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」へと変更いたします。

区域マス資料の1ページをお開き下さい。目標年次ですが、おおむね20年後ということで、平成42年に設定しております。また、前は基準年を記載しておりましたが、これは検討の参考とする国勢調査の実施年を記載していたものであり、今回の見直しでは平成17年となります。しかしながら、実際に検討を行った時期と相違があることから、今回は記載をしないことといたしました。

次に5ページをお開き下さい。

区域区分制度を適用するかどうかの選択でございます。本区域は、前回、若干の増加傾向であった人口が概ね横ばい傾向となり、商品販売額では若干の増加が見られるものの店舗数や従業員数は減少傾向にあります。また、工業出荷額については横ばい傾向にあります。このことから、区域区分を選択するほどの開発圧力もないと判断し、これまでと同様に区域区分は定めないこととします。

なお、今、ご説明しました目標年次と区域区分制度の適用については、この後の議案第9号から議案第13号までの平内、蟹田、鱒ヶ沢、板柳、野辺地都

市計画区域の整備、開発及び保全の方針においても同様に、目標年次を平成42年、区域区分の決定についてはこれまでと同様に区域区分を定めないこととしておりますので、後の議案では、説明を割愛させていただきます。

それでは2ページにお戻り下さい。都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

本都市計画区域は、津軽平野の中央部に位置し、農業を基幹産業として発展してきました。日本海側には、亀ヶ岡遺跡をはじめとする多数の遺跡や湿原、沼地、樹林地などの歴史環境と自然環境が存在しています。この区域では、基本理念を『自然・伝統文化を継承する誇りあるまちづくり “躍動” と “平穩” の共存都市 つがる』と掲げ、恵まれた自然・風土を活かした産業や観光の活性化、人と人とがふれあい思いやるやさしい地域づくり、自らの郷土や歴史・文化を愛し誇れることのできるまちづくりを推進することとしております。

この基本理念に関しましては、つがる市の都市計画マスタープランが今年3月に策定されましたので、それを引用しております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「安全で、安心して暮らせる利便性の高いネットワーク型都市づくり」においては、安全、安心な住環境の整備を進め、旧町村の中心地などへ都市機能を集約しコンパクトな市街地の形成を図ることとしております。また、旧町村の拠点機能を機能的に結ぶ道路ネットワークや誰にでも利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図るとともに、木造駅周辺の中心市街地の活性化により、賑わいのある便利で暮らすことのできる都市づくりを目指しております。

2点目の「豊かな自然・田園環境と共生する都市づくり」においては、広大な田園地帯や岩木川をはじめとする豊かな自然環境、自然眺望の維持に努め、自然と共生できる都市づくりを図るとともに、自然や農地等を保全していく区域を明確にし無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制することとしております。

3点目の「産業の育成による活力ある都市づくり」においては、農林水産業を軸として様々な産業が連動する6次産業化を展開するため、農業の高度化や生産基盤の強化を進め、歴史的文化遺産や自然環境などを結び付ける観光・交流ネットワークの形成を進めることとしております。

続いて3ページをお開き下さい。そのほかに変更した主な点としましては、地域ごとの市街地像として、市街地ゾーンにおいては柏地区の国道101号等

の沿道については、中心商業地とのバランスに配慮した土地利用の規制・誘導と良好な沿道景観の形成を進めることとしております。また、その他の拠点として、旧町村の中心地を地域拠点として地域の生活に必要な機能の集積を図ることとしております。

以上がつがる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

続きまして、議案第9号の平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）についてでございます。議案書は29ページ、平内の区域マース資料「2-2」では2ページとなります。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

平内都市計画区域は、陸奥湾の中央に位置する夏泊半島と八甲田山系に連なる山地に挟まれた平坦地に位置し、漁業、農業を基幹産業として発展してきたところです。区域の中央を国道4号と青い森鉄道が貫き、県都青森市を支える物流・サービスの動脈となっています。また、区域の周辺には、陸奥湾や夜越山等の豊かな自然環境が広がっており、特徴的な景観が形成されています。

本区域では、『人と自然が調和した躍動感あふれる元気な町』を基本理念に掲げ、各種の都市機能の維持と充実、生活基盤整備の推進、周辺市町村との連携を図ることとしております。

以下、3つの観点で基本理念を整理してまいります。

1点目の「快適でコンパクトなまちづくり」においては、国道4号土屋バイパス等の整備により地域住民や来訪者の利便性に配慮したまちづくりや青森市へのアクセスの利便性の維持向上を進めることとしております。

2点目の「環境にやさしいまちづくり」においては、浅虫夏泊県立自然公園や夜越山等に連続する山林や小湊川等の河川、市街地内の社寺林や田園等の豊かな自然環境を保全し活用し、自然環境と共生した都市づくりを進めることとしております。また、陸奥湾の水質保全や水害、土砂災害の防止など、環境の維持・保全を進めることとしております。

3点目の「活発な産業が生む明るいまちづくり」では、農業の生産基盤である農地を保全するとともに、商工業や観光産業の経営基盤の強化等の産業を支える基盤整備を進め、いきいきとした活力あるまちづくりを進めることとしております。

そのほかの項目につきましては、大きな変更はございません。

以上が平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

続きまして、議案第10号の蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）についてでございます。議案書は32ページ、蟹田の区域マス資料「3-2」では2ページとなります。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

蟹田都市計画区域は、陸奥湾に面した平野部に位置し、南側と北側は山林に覆われ、西側には田園が広がり、区域中央を東西に蟹田川が流れるなど豊かな自然環境に恵まれており、これらの自然環境を活かして、養殖漁業等の産業を基に発展してきました。また本区域は、国道280号と日本海側へと連絡する主要地方道鱒ヶ沢蟹田線との結節点や下北半島に向かうフェリーの発着所があるほか、隣り合う今別町には北海道新幹線の新駅が計画されることもあり、交通の要衝となっています。

本区域では、『青い海・力強い風・緑ゆたかな半島 三つの個性を結んでつくる 新しいつがるの創造』を基本理念に掲げ、各種の都市機能の維持と充実、生活基盤整備の推進、周辺市町村との連携を図ることとしております。この基本理念は、平成19年に策定された町の「新しいまちづくり計画」における理念を尊重し、引用しております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「安心して定住できるまちづくり」においては、下水道等の生活基盤整備等により、生活の利便性の向上を図るとともに、東青圏域において中心都市である青森市を補完する都市として、医療分野を中心に都市機能の充実を図り、安心して定住できるコンパクトなまちづくりを進めることとしております。また、さまざまな人・物・情報が行き交う拠点として、本地域全体が一体的に機能し、発展することを目指し、本地域内外を結ぶ道路・交通・情報通信等の社会基盤の整備を進めることとしております。

2点目の「豊かな自然環境と共存するまちづくり」では、地域住民一人ひとりが、観瀾山公園、陸奥湾、蟹田川等の豊かな自然・風土がもたらす美しい風景と多彩な恵み、多様な価値を再認識し、心休まる生活空間を守り育て、資源循環型のまちづくりを進めることとしております。

3点目の「地域特性を活かした産業が躍動するまちづくり」では、農地の保全等により農林水産業の生産性を一層高めるとともに、本区域の特色ある資源をいかした食品加工産業や滞在型・体験型観光の展開、いくつもの産業が関連した新たな産業の創出などに結びつく、自立性ある地域経済の基盤づくりを進めることとしております。

そのほかの項目につきましては、大きな変更はございません。

以上が蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

続きまして、議案第11号の鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）についてでございます。議案書は35ページ、鱒ヶ沢の区域マス資料「4-2」では2ページとなります。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

鱒ヶ沢都市計画区域は、本県の西海岸に位置し、古くは津軽藩の御用港として全国各地を結ぶ北前船が往来し、経済・文化の中心として発展してきましたが、陸上交通の発達等により海上輸送の拠点から漁業拠点として移行してきました。また、世界自然遺産の白神山地などの豊かな自然環境に恵まれており、津軽観光の拠点としての役割も担っています。

本区域は、『自然・人・文化に満ちた わのまち あじがさわ』を基本理念に掲げ、今後とも良好な自然環境や歴史環境を生かしつつ、七里長浜港や津軽自動車道の整備、中心市街地の活性化等により、津軽西部地域の産業・文化・行政の中心としての機能強化を図ることとしております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「安心して快適に暮らせるコンパクトな都市づくり」においては、駅から漁港にいたる商店街の活性化を図り、西北圏域の西部地域における拠点として、都市機能の集積を図ります。また、密集した市街地の改善、防災機能の向上、斜面樹林の保全等を行い、快適で安全な都市づくり、誰もが安心して街に出かけることができるように、公共交通機能の拡充やバリアフリー化などを進めることとしております。

2点目の「海、山の優れた自然を生かした都市づくり」では、農地の保全のほか、自然美豊かな自然景観を保全・活用し、世界自然遺産の白神山地などへの玄関口にふさわしい都市環境の形成を進めることとしております。

3点目の「広域連携による活力ある都市づくり」では、津軽自動車道、七里長浜港の整備により、広域的に連絡する骨格的な産業・物流基盤の拡充や七里長浜港の後背地における適切な土地利用誘導により、新たな産業・物流拠点の形成に加え、観光資源としても集客力のあるJR五能線と、東北新幹線の開業を生かした、広域観光ネットワークの形成を進めることとしております。

2ページの中程で、見え消し線を引いているところをご覧ください。日本海拠点館についてですが、この建物は、文化芸術活動、国際交流、情報発信の拠点として平成9年に鱒ヶ沢町が建設したものです。先月の中旬、昨年12月中旬に、急遽、この建物の設備の老朽化などの問題により、当面、この拠点館の利用を段階的に休止することとなり、町では、現時点でこの建物の再開の目処が立っていないことから、町と協議した結果、この整備、開発及び保全の方針から削除することとしたものです。よって、3ページも同様に日本海拠点館に関するところを削除するものです。

続いて7ページをお開き下さい。そのほかに変更した主な点としましては、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（計画的な都市的土地利用の実現に関する方針）において、国道101号鱒ヶ沢バイパス沿道等の用途地域が指定されていない地域において、周辺環境との調和の観点からの特定用途制限地域の指定等の検討を加えております。

以上が鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

次に、議案第12号の板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）についてでございます。議案書は38ページ、板柳の区域マス資料「5-2」では2ページとなります。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

板柳都市計画区域は、津軽平野のほぼ中央部にあり、南は弘前市に接しており、町の西部には岩木川、東部には十川が流れており、おおむね平坦な地形のなかでリンゴ園や水田が広がる田園都市であり、農業を基幹産業として発展してきました。

この区域の基本理念を「日本一のりんごの里づくり」と掲げ、今後とも基幹産業である農業を土台に、元気な、あずましい、そして、誇れる都市づくりを目指すこととしております。

以下、3つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「安心して便利に暮らせる都市づくり」においては、板柳駅前から国道339号旧道沿いの中心市街地の活性化を積極的に行い、賑わいがあり、便利に暮らすことができるコンパクトな都市づくりを進めることとしております。また、道路などの基盤施設整備を行うとともに、密集した市街地の改善、防災機能の向上等を行い、快適で安全な都市づくりを進めることとしており、さらに、都市内の道路網や他都市と連絡する道路網の充実を図るとともに、公共交通機能の拡充やバリアフリー化により、冬季でも快適な移動が可能な交通環境を進めることとしております。

2点目の「歴史と自然を生かした都市づくり」では、津軽平野に広がる農地や樹林地を保全・活用するとともに、市街地に点在する社寺境内地や岩木川など、この地域固有の歴史や自然環境をいかし、個性ある都市づくりを進めることとしております。

また、3点目の「新たな産業の育成による活力ある都市づくり」では、基幹産業の農業の高度化や研究開発機能の育成、ふるさとセンター等の資源をいかした観光産業や新たな産業の育成により活力ある都市づくりを進めることとしております。

次に7ページをお開き下さい。そのほかに変更した主な点としましては、土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針（優良な農地と健全な市街化の抑制に関する方針）において、国道339号バイパス沿道の用途地域が指定されていない地域においては、周辺の良い環境の保全の観点からの土地利用コントロールの推進について加えております。

また、13ページをお開きください。中央アップルモールにつきましては、平成19年度に整備が終了したことから削除いたしました。

以上が板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

次に、議案第13号の野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございます。議案書は41ページ、野辺地の区域マス資料「6-2」では2ページとなります。

都市づくりの基本理念についてご説明いたします。

野辺地都市計画区域は、むつ湾に面し、西は八甲田連峰に連なる烏帽子山岳

地帯、東は丘陵地帯となっており、平坦地が少ないところです。また、この区域は、交通の要衝として栄え、特に海運では東北有数の商港として発展してきたところです。

この区域の基本理念を「笑顔あふれるまち のへじ」と掲げ、長い歴史に育まれストックされた資源を再整備し、豊かな自然環境を保全し活用し、生活・居住環境の向上を推進し、各都市との連携の強化を図ることとしております。

この基本理念に関しましては、平成22年12月に策定した第5次野辺地町まちづくり総合計画にある基本理念を尊重し、引用しております。

以下の3つの観点で都市づくりを推進することとしております。

1点目の「快適で便利な都市づくり」においては、中心市街地の核となる商店街の活性化を図り、町民の活動を支え快適な暮らしを営める、人にやさしいコンパクトな市街地の形成を図ることとしております。また、鉄道や路線バス等の公共交通の維持や充実を図ることにより、冬期間でも快適で安全な暮らしを営める都市づくりを進めることとしております。

2点目の「文化と歴史を活かし、自然環境と調和した都市づくり」では、区域の生活文化と歴史を活かした賑わいのある都市づくりや陸奥湾の水質保全や市街地周辺の農地の保全など、周囲の自然環境と調和した都市づくりを進めこととしております。

3点目の「産業の活性化と環境の保全が調和した都市づくり」では、基幹産業である農業、漁業、農産物や水産物の加工産業の強化を図るため、漁港や道路等の基盤整備を進め、地域内経済循環を高め、異業種交流による新たな製品づくりや起業化を促進するなど地域の産業活動を支える都市づくりを進めることとしております。

そのほかの項目につきましては、大きな変更はございません。

以上が野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。

なお、議案第8号から第13号までの案件につきまして、それぞれ都市計画法に基づき平成22年12月7日から20日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(山本議長)

ありがとうございました。先ほど休憩に入る前に青森県都市計画マスタープランのご説明をいただきました。これに基づいて今回6つの地域を対象とした区域計画マスタープランについて一括してご審議いただく事になります。議案第8号から議案第13号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(東北農政局)

議案第11号の鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に関してですが、資料4-2の7ページの国道101号バイパス沿道の関係のところ、特定用途専用地域の指定等を検討すると書かれているのですが、現段階で具体的にどういった事が想定されているのかお聞かせ下さい。

(事務局)

国道101号の鱒ヶ沢バイパスの沿道の現状についてですが、大型店舗がある程度張り付いており、その後背地が農地となっているという状況です。この地域において無秩序な開発をこれ以上進めないよう計画的に行わなくてはならないという視点を持って、特定用途専用地域の指定等を考えていきたいと思っています。具体的には商業の規模を定めていくことになるかと思えます。

(東北農政局)

基本理念ですから具体的な施策と即連動するものではないと思いますが、地域毎の市街化像という中で田園ゾーンは集落地の環境整備等を進めていくと前にもそのような書き方がされており、今回も変更はありません。しかし、この10年、20年どのような整備を為されたのか。振り返ってみると実はほとんど整備されてなかったのではないかと。農振農用地であれば農林省の方の補助事業等で整備が進んで、かえって市街化区域であるが故に整備が遅れてしまったのではないかとというような事もありますので、この辺を検証するとどのようなになっているのかを教えてください。

(事務局)

検証というのはどの辺のところでしょうか。

(東北農政局)

田園ゾーンと言われている所の集落地の環境整備というのを、例えば、つがる市の場合、基準年次と目標年次が12年から32年となっていますが、12年から現在までどのような整備が為されたのかということです。

(事務局)

都市的な方向性での整備はされておられません。ここでは保全していくという位置付けで考えておりますので、むしろ保全されている部分はあるかと思えます。ただ、その中においても先ほど鱒ヶ沢の所でご説明しましたが、無秩序な開発が進んでいる所も実際ございますので、そういう所を例えば特定用途制限などで規制していくという考えを持っています。

(東北農政局)

揚げ足を取るようですが、保全を図ると共に整備を進めていくというような表現になっているのに、保全だけですということは私が聞いているのと違う回答だと思いますが。

(事務局)

今後、保全という形を中心に対応していきたいと考えております。

(今幹事)

田園地帯における農用地の保全を基本として我々は考えておりますが、集落等の生活環境についてはきちんと整備していくべきという基本的な考え方を持っておりまして、例えば下水道にしても必ずしも市街化区域だけでやっている訳ではなく、農村集落についてもまとまった所は下水道で整備する方向を目指しておりますので、生活環境の維持向上という表現になっております。

(山内委員)

人口が減少している、高齢化が進んでいる、環境問題が深刻化している、地方公共団体の財政状況も大変厳しい、そのような状況でこのような都市計画マスタープランを作成し、県内の市町村や県民に対して考え方を示すのは大変素晴らしいことですが、計画を立てるにあたって、農業、漁業、地域産業、文化全てが総合的に入ってきていますが、県土整備部だけではなくて、そのような組織を作って検討し、市町村とも十分に話し合いをして作られたのでしょうか。絵に描いた餅で終わってはならない訳ですから、県土整備部だけでなく各部門と相談して作成されたと思うのですが、その事についてお聞かせ下さい。

(事務局)

基本的には各部局との調整を図っております。特に市町村の計画を重んじて、市町村の計画との整合性を図って対応しています。その中において都市計画と

してどういう応援が出来るかということで都市計画の方向性を後の方で記述しているという形になっております。最初にある基本理念やまちづくりの方針については総合的な形で書いております。

(山内委員)

これを実現するための財源の裏付けというのは、将来的に国の方で面倒を見てくれて、地元、県、国が一体となってこの事業を進めて行くという形で理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

財源について、この中では位置付けはされておられません。これはまちづくりの方向性を示し市町村や住民がそれを共有し、色々な施策を行っていくという形になります。都市計画区域における大きな方向性というものを定めて、それについて都市計画として支援していきます。道路等を具体的にどのような形で整備していくかについては位置付けられるものについては位置付けしておりますが、財政上厳しい状況がありますので位置付けられない所も多々あるところではあります。

(山内委員)

議案第10号の蟹田都市計画区域について、蟹田は今は外ヶ浜町になっていますが、これは外ヶ浜町の一部の蟹田だけの都市計画ということでしょうか。

(事務局)

市町村合併により市町村名が変わった所については市町村と相談しております。都市計画区域が元々蟹田町にしか無かったことから、外ヶ浜町としては今の名称のままで行きたいという意向でしたので変更はしてありません。

(山本議長)

それでは意見も出尽くしたようですので、一括してお諮りいたします。議案第8号から第13号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議無し

(山本議長)

それでは、ご異議ないようですので、議案第8号から第13号については原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、「原案のとおり議決された」旨答申することといたします。

これをもちまして、本日の予定は終了いたしました。長時間に渡りましてご審議いただきましてありがとうございます。進行を司会にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、長時間に渡りご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第131回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名押印する。

議長 山本 恭逸 

署名者 板垣 美保 

署名者 藤村 孝子 